

職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会
開催要綱

1 趣旨・目的

平成 26 年 6 月 25 日、労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、職場の受動喫煙防止対策の推進については平成 27 年 6 月 1 日から施行されることとなったところである。

同法では、事業者は労働者の受動喫煙を防止するため当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとされており、今後、事業者による自主的な取組みが望まれるところであるが、現状、効果的な対策の手法に関する情報については十分とは言い難いところである。

このため、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の下に有識者の参集を求め、事業者が受動喫煙防止対策を講ずる際に、当該対策について技術的に留意することが望まれる事項に関して検討を行う。

2 事項

次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 屋内全面禁煙（屋外喫煙所の設置）、空間分煙及び換気措置を講ずる場合に技術的に留意することが望まれる事項について
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は議事を整理する。座長は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、名簿に記載されている者のうちから指名する。
- (3) 参集者に事故あるときは、代理の者に出席をさせることができる。
- (4) 座長に事故あるときは、座長代理を置き、座長代理は議事を整理する。
- (5) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を求めることができる。
- (6) 安全衛生部長は、必要に応じて、別紙の参集者以外の者を新たに参集者として指名することができる。その場合、座長の承認を要する。
- (7) 本検討会の参集者等は、本検討会において知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、検討会終了後も同様とする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。

職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会
参集者

	岡田 賢造	岡田労働衛生コンサルタント事務所 所長
	小嶋 純	独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ 上席研究員
	香川 雅彦	ミドリ安全株式会社 環境機器事業本部技術開発部 管理グループ部長
◎	名古屋 俊士	早稲田大学理工学術院創造理工学部環境資源工学科 教授
	廣田 朋之	新日鐵住金株式会社安全推進部 主幹
	藤田 雄三	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問

◎座長

(敬称略)